

# 日本学生支援機構 給付奨学金 適格認定（学業）基準

徳島県立総合看護学校

廃止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合</li> <li>2 修得した単位数の合計が標準単位数（※1）の5割以下である場合</li> <li>3 出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合</li> <li>4 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合（停止の区分に該当する場合を除く）</li> </ol>
停止	<p>警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合          （2回目の警告がGPA下位4分の1以下の基準のみに該当する場合に限る。また、連続して3回該当する場合を除く。）</p>
警告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 修得した単位数の合計が標準単位数の6割以下である場合（廃止の区分に該当するものを除く）</li> <li>2 GPA等が学科における下位4分の1の範囲に属する場合              ※当校は教育課程の特性上、この限りでない。</li> <li>3 出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合（廃止の区分に該当するものを除く）</li> </ol>

※1 標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 対象者の在学年数 （小数点以下切り上げ）